

2 (1) 使用料改定案について 値上げ改定するもの

No	所属	条例名称	施設名称	主な利用区分	現行金額	改定金額案	概要
1	都市魅力部 文化スポーツ推進室	吹田市文化会館条例	文化会館 (大、中、小ホール)	大ホール 1日 (土日利用)	182,000円	220,000円	他市状況による。
2	都市魅力部 文化スポーツ推進室	吹田市立市民ギャラリー条例	南山田市民ギャラリー	1日あたり	4,000円	5,400円	コスト計算による。併せて料金体系についても1日分の枠から3区分に変更。
3	都市魅力部 文化スポーツ推進室	吹田市立スポーツグラウンド条例	スポーツグラウンド (野球場)	2時間あたり	1,500円	2,200円	コスト計算による。
4	都市魅力部 文化スポーツ推進室	吹田市立スポーツグラウンド条例	スポーツグラウンド (テニスコート)	2時間あたり	600円	840円	コスト計算による。
5	都市魅力部 文化スポーツ推進室	吹田市民プール条例	市民プール (トレーニングルーム個人使用)	1時間あたり	100円	150円	コスト計算による(上限1.5倍適用)。
6	都市魅力部 文化スポーツ推進室	吹田市民体育館条例	市民体育館(個人使用)	1時間あたり	100円	150円	コスト計算による(上限1.5倍適用)。
7	都市魅力部 文化スポーツ推進室	吹田市民体育館条例	市民体育館(専用使用)	午後利用 (13時～17時)	8,900円	13,200円	コスト計算による(上限1.5倍適用)。
8	都市魅力部 文化スポーツ推進室	吹田市立総合運動場条例	総合運動場(個人使用)	1時間あたり	100円	150円	コスト計算による(上限1.5倍適用)。
9	都市魅力部 文化スポーツ推進室	吹田市立総合運動場条例	総合運動場 (専用使用:トラック)	午後利用 (13時～15時)	3,000円	4,400円	コスト計算による(上限1.5倍適用)。
10	都市魅力部 文化スポーツ推進室	吹田市立総合運動場条例	総合運動場 (専用使用:フィールド)	午後利用 (13時～15時)	8,000円	10,000円	コスト計算による。
11	都市魅力部 文化スポーツ推進室	吹田市立武道館条例	武道館(個人使用)	1時間あたり	80円	120円	コスト計算による(上限1.5倍適用)。
12	都市魅力部 文化スポーツ推進室	吹田市立武道館条例	武道館(専用使用)	午後利用 (13時～17時)	8,100円	10,000円	コスト計算による。
13	地域教育部 放課後子ども育成室	吹田市留守家庭児童育成室条例	留守家庭児童育成室	1か月あたり	通常 4,000円 延長 1,500円	通常 6,000円 延長 2,000円	コスト計算による(上限1.5倍適用)。 受益者負担率は現行どおり37.5%。

2（2）手数料改定案について 値上げ改定するもの

No	所属	条例名称	手数料名称	主な利用区分	現行金額	改定金額案	概要
1	税務部市民税課	吹田市手数料条例	課税所得証明書等手数料（窓口交付）	1 件あたり	250円	300円	コスト計算による。
2	税務部市民税課	吹田市手数料条例	評価証明書等手数料	1 件あたり	200円	300円	コスト計算による。

2（3）ア（ア）自己負担金の改定案について 値上げ改定するもの

No	所属	規則等の名称	自己負担金名称	主な利用区分	現行金額	改定金額案	概要
1	児童部保育幼稚園室	吹田市立保育所の管理運営に関する規則	市立保育所給食費	1 か月あたり	主食費：800円 副食費：4,500円	主食費：800円 副食費：4,800円	主食費は原価計算により据置。副食費は国の公定価格を参考に算出。
2	児童部保育幼稚園室	吹田市立幼保連携型認定こども園の管理運営に関する規則	市立幼保連携型認定こども園給食費（1号）	1 か月あたり	主食費：500円 副食費：2,900円	主食費：500円 副食費：3,000円	主食費は原価計算により据置。副食費は国の公定価格を参考に算出。
3	児童部保育幼稚園室	吹田市立幼保連携型認定こども園の管理運営に関する規則	市立幼保連携型認定こども園給食費（2号）	1 か月あたり	主食費：800円 副食費：4,500円	主食費：800円 副食費：4,800円	主食費は原価計算により据置。副食費は国の公定価格を参考に算出。
4	児童部保育幼稚園室	吹田市立幼稚園の管理運営に関する規則	市立幼稚園型認定こども園給食費（1号）	1 か月あたり	主食費：500円 副食費：2,900円	主食費：500円 副食費：3,000円	主食費は原価計算により据置。副食費は国の公定価格を参考に算出。
5	児童部保育幼稚園室	吹田市立幼稚園の管理運営に関する規則	市立幼稚園型認定こども園給食費（2号）	1 か月あたり	主食費：800円 副食費：4,500円	主食費：800円 副食費：4,800円	主食費は原価計算により据置。副食費は国の公定価格を参考に算出。
6	児童部保育幼稚園室	吹田市立幼稚園の管理運営に関する規則	市立幼稚園給食費	1 か月あたり	主食費：100円 副食費：600円	主食費：100円 副食費：640円	主食費は原価計算により据置。副食費は国の公定価格を参考に算出。
7	児童部保育幼稚園室	吹田市立教育・保育施設等に勤務する職員の給食費に関する要領	職員給食費負担金	1 か月あたり	副食費：4,700円	副食費：4,800円	副食費のみ。市立2号園の単価に合わせるもの。
8	地域教育部 放課後子ども育成室	吹田市留守家庭児童育成室高学年要配慮児受入モデル事業実施要領	留守家庭児童育成室利用料	1 か月あたり	通常 4,000円 延長 1,500円	通常 6,000円 延長 2,000円	留守家庭児童育成室使用料（延長使用料）として徴収した後に、高学年要配慮児受入モデル事業対象者分についてのみ、利用料へ収入更正しているため、使用料の改定に合わせて、使用料と同額に改定を行う。

2（3）ア（イ）自己負担金の改定案について 値下げ改定するもの

No	所属	規則等の名称	自己負担金名称	主な利用区分	現行金額	改定金額案	概要
1	児童部保育幼稚園室	吹田市子ども・子育て支援法施行細則	市立保育所保育料	1 か月あたり	0～87,200円 ※所得階層で16区分	0～78,000円 ※16区分のうち、所得階層の高い4区分を値下げ改定、12区分を据置	従来の保育料は、福祉の観点から他市よりも中低所得世帯の負担を軽く、高所得世帯の負担を重く設定していた。昨今、子どもを社会で育てるという考え方の進展や、市民から高所得者層の保育料が他市よりも高いことへの指摘を受け、所得階層の高い4区分の方の保育料を引き下げるもの。
2	児童部保育幼稚園室	吹田市子ども・子育て支援法施行細則	市立小規模保育施設保育料	1 か月あたり	0～87,200円 ※所得階層で16区分	0～78,000円 ※16区分のうち、所得階層の高い4区分を値下げ改定、12区分を据置	従来の保育料は、福祉の観点から他市よりも中低所得世帯の負担を軽く、高所得世帯の負担を重く設定していた。昨今、子どもを社会で育てるという考え方の進展や、市民から高所得者層の保育料が他市よりも高いことへの指摘を受け、所得階層の高い4区分の方の保育料を引き下げるもの。
3	児童部保育幼稚園室	吹田市子ども・子育て支援法施行細則	私立保育所保育料	1 か月あたり	0～87,200円 ※所得階層で16区分	0～78,000円 ※16区分のうち、所得階層の高い4区分を値下げ改定、12区分を据置	従来の保育料は、福祉の観点から他市よりも中低所得世帯の負担を軽く、高所得世帯の負担を重く設定していた。昨今、子どもを社会で育てるという考え方の進展や、市民から高所得者層の保育料が他市よりも高いことへの指摘を受け、所得階層の高い4区分の方の保育料を引き下げるもの。
4	児童部保育幼稚園室	吹田市子ども・子育て支援法施行細則	市立幼保連携型認定こども園使用料（2・3号）	1 か月あたり	0～87,200円 ※所得階層で16区分	0～78,000円 ※16区分のうち、所得階層の高い4区分を値下げ改定、12区分を据置	従来の保育料は、福祉の観点から他市よりも中低所得世帯の負担を軽く、高所得世帯の負担を重く設定していた。昨今、子どもを社会で育てるという考え方の進展や、市民から高所得者層の保育料が他市よりも高いことへの指摘を受け、所得階層の高い4区分の方の保育料を引き下げるもの。

2（3）イ 駐車場使用料の改定等案について 値上げ改定するもの、新設するもの

No	所属	規則名称	施設名	主な利用区分	現行金額	改定金額案	概要
1	総務部 総務室	行政財産の使用料の徴収に関する条例施行規則	本庁舎駐車場	30分あたり	150円 (最初の1時間無料)	250円 (最初の1時間無料)	近隣駐車場の料金設定を踏まえて値上げすることで、庁舎への用務外の駐車を抑制し、駐車場及び周辺道路の混雑緩和を図る。
2	消防本部 総務予防室	行政財産の使用料の徴収に関する条例施行規則	総合防災センター駐車場	30分あたり	—	400円 (最初の30分無料)	庁舎への用務外の駐車を抑制する目的で設定。